

謹啓 時下ますます御清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、調理師の就業届出につきましては、平成6年度から調理師法第5条の2に基づき2年ごとに実施されておりますが、この間、本届出の実施に格段の御協力をいただき、厚く御礼申し上げます。

本届出は、調理師の就業状況の実態を明らかにし、調理師による食生活向上のための取組を充実させていくことをねらいとしています。この背景として、急速に高齢化が進展する中、健康に配慮した食事や介護食など身体機能に応じた食事の提供、食品の安全性の確保、地域の食文化の継承など、飲食店や給食施設等において調理師が果たす役割が大きくなっていることがあります。

このような状況を踏まえ、貴団体が開催する研修会や会報等で本届出の周知徹底を図るとともに、各都道府県と連携し、本届出の着実な実施に向けて、特段の御協力をいただきたく、よろしくお願い申し上げます。

なお、別添のとおり、各都道府県へ本届出の周知徹底及び活用促進の協力依頼を行っておりますことを申し添えます。

敬具

令和4年7月20日

一般社団法人全国生活衛生同業組合中央会理事長 殿

厚生労働省健康局健康課長

佐々木 孝治





健健発 0720 第 1 号

令和 4 年 7 月 20 日

各都道府県衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省健康局健康課長

（公 印 省 略）

調理師業務従事者届出の周知徹底及び活用促進について

急速に高齢化が進展する中、国民の健康寿命を延伸していくことは重要な課題であり、健康に配慮した食事や介護食など身体機能に応じた食事の提供、食品の安全性の確保、地域の食文化の継承など、飲食店や給食施設等において調理師が果たす役割はますます大きくなっています。このため、調理師法（昭和 33 年法律第 147 号）第 5 条の 2 の規定に基づく調理師業務従事者届出の着実な実施により、調理師の就業状況の実態を明らかにし、調理師による地域住民や施設利用者の食生活向上のための取組を推進することが極めて重要です。

調理師業務従事者届出は、調理師が 2 年ごとに就業地の都道府県知事に届出を行うこととされており、本年度（令和 4 年度）が届出を行う年となります。調理師を対象とした各種研修会及び免許交付時における案内、管内調理関係団体に対する情報提供を行うなど、本届出の周知徹底をお願いします。その際、届出様式の各自治体ホームページへの掲載や電子申請による届出の受理など、引き続き届出者の利便性向上に御留意ください。また、本届出の周知を目的として作成した資料を別紙のとおり送付しますので、御活用ください。

各自治体におかれましては、本届出の周知徹底により調理師の就業状況を適切に把握いただくとともに、把握結果を基に、飲食店や給食施設等の調理師の資質向上及び積極的活用を促進し、食環境の整備を図っていただきますようお願いします。

なお、別添のとおり、調理関係団体に対して、所属会員へ本届出の周知徹底について協力を依頼していることを申し添えます。

（連絡先）

厚生労働省健康局健康課栄養指導室

栄養管理係 吉川、五味、爲延

TEL : 03-5253-1111（内）2972, 2953

FAX : 03-3502-3099